

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社及び当社のグループ会社(これらを総称して、以下「当社グループ」といいます。)では、「人にしかできない高い次元のイノベーションやホスピタリティ」と、コミュニケーションにおける時間と距離、量と質の限界を超越しサービスを革新的に進化させる「最先端の技術」の融合と相乗により、常に新しい価値を生み出して市場を創造すること、そして顧客企業のパートナーとして、その成長戦略を支えるとともに、自らも高い創造力をもって力強く成長していくことを経営の最重要課題としております。

当社グループは、これらの実現のために、経営理念(Bell Mission)と5つの基本指針(Bell Way)を定めて実践するとともに、あらゆるステークホルダーに支持され続けるために「公正・透明・自由な競争と適正な取引の実現」や「法令の範囲に捉われない積極的且つ公正な情報開示」を重視しており、この考え方は、当社グループ共通の行動規範である「ベルシステム24グループ行動規範」に記されております。

当社は、この行動規範を通じて当社グループ共通の価値観を醸成し、企業が果たすべき社会的責任について当社グループの全従業員に理解を共有することで、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、もって企業価値の最大化を図っております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

#### 【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	30,030,000	41.07
Bain Capital Bellsystem Hong Kong Limited	10,570,000	14.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,021,000	5.49
CREDIT SUISSE SECURITIES(EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	1,008,000	1.37
日本マスター トラスト信託銀行株式会社(信託口)	797,600	1.09
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	722,169	0.98
野村信託銀行株式会社(投信口)	663,600	0.90
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	618,000	0.84
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	324,834	0.44
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	320,000	0.43

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

#### 補足説明 [更新](#)

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

2月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 [更新](#)

社外の客観的な見地や経験・知見に基づき、経営上の助言を得る目的として、主要株主であるBain Capital Bellsystem Hong Kong Limitedの投資助言を行うペインキャピタルグループから取締役(非常勤)が1名、伊藤忠商事から取締役(非常勤)及び社外監査役がそれぞれ1名ずつ就任しておりますが、当社グループの事業活動や経営判断において、これらの主要株主による制約はない状態を確保しております。また、これらの主要株主からの兼務役員は当社取締役会の過半数には至っておらず、独立役員も選任していることから、独立性は確保されていると判断しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #ffcc00; border: 1px solid black; padding: 2px;">更新</span>	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #ffcc00; border: 1px solid black; padding: 2px;">更新</span>	2 名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
石坂 信也	他の会社の出身者										
鶴巻 曜	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石坂 信也	○	——	総合商社での幅広い経験に加え、上場企業の代表取締役としての豊富な経験と知見を有していることから、引き続き客観的な視点から当社の経営に有益な助言が期待できるものと判断したため、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
鶴巻 曜	○	——	弁護士として法律に関する高い専門知識と経験とともに、情報セキュリティに関する高い見識を有しており、当社のコンプライアンス経営の推進に有益な助言が期待できるものと判断したため、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬会議	3	0	1	0	0	2	社内取締役

補足説明 [更新](#)

「役員報酬会議」は、取締役の個人別の報酬案を審議し、決定します。当該会議は、社長執行役員を兼ねる代表取締役及び社長執行役員を兼ねる代表取締役が指名する非業務執行取締役2名で構成しており、非業務執行取締役を交えた審議により、透明性・公平性を担保した意思決定を行う体制を構築しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査につきましては、内部監査の実施状況を代表取締役 社長執行役員並びに管掌取締役もしくは執行役員に月次報告するとともに、監査役会にも報告しております。  
また、常勤監査役は、内部監査部門である監査部との間では月1回、会計監査人との間では四半期毎にそれぞれ定例会を実施する等、組織的な監査業務を実効的に行えるよう常に情報交換を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 和紀	公認会計士													
土橋 晃	他の会社の出身者									○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 和紀	○	——	公認会計士として税務や会計の分野に知見を有しており、監査の重要な役割であるこれらの分野の監査の適正性が担保できることに加えて、大手電機機器メーカーの社外監査役の経験を有しており、その知見と経験を当社の監査体制に活かすことが期待できるものと判断したため、社外監査役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
土橋 晃		社外監査役土橋晃氏は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社における執行役員 情報・金融カンパニーCFOであります。	長年にわたり総合商社である伊藤忠商事株式会社において経理部門の職務に携わっており、また他の企業において監査役に就いていたことから、その経験と見識を当社の監査体制に活かすことが期待できるものと判断したため、社外監査役として選任しております。

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数 更新

3名

## その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を独立役員に選任しております。

## 【インセンティブ関係】

### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と業績連動型報酬である「基本賞与」、中期的な企業価値の増大に向けてのインセンティブとしての「ストックオプション」によって構成されております。個人別の報酬額については役員報酬会議における案の決定を経て、社長執行役員を兼ねる代表取締役が決定しております。

### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の従業員、その他

## 該当項目に関する補足説明

当社グループの業績と対象者の受けける利益を連動させることにより、対象者の当社グループ業績向上に対する認識向上を図り、もって業績を拡大させることを目的としております。

対象者は、当社の取締役及び執行役員並びに当社グループへの業績貢献割合の高い当社の主要子会社である株式会社ベルシステム24の執行役員及びそれに準じて中長期的に貢献度の高い役割を担っている者としており、当社グループの成長性・収益性に対する影響範囲を総合的に勘案して決定しております。

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

## 該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者について、有価証券報告書において個別開示を行います。有価証券報告書は、当社のホームページに掲載し、公衆の縦覧に供する予定です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と業績連動型報酬である「基本賞与」、中期的な企業価値の増大に向けてのインセンティブとしての「ストックオプション」によって構成されております。その個人別の報酬案については、取締役会の構成員であって、社長執行役員を兼ねる代表取締役及び社長執行役員を兼ねる代表取締役が指名する非業務執行取締役2名から成る「役員報酬会議」を設置し、当該会議において、審議・決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬額は、当該会議で決定された報酬案に基づき社長執行役員を兼ねる代表取締役が決定しますが、その決定にあたっては、当該会議で決定された報酬案の妥当性、正当性を諮るため、当該会議の非構成員である非業務執行取締役、外部コンサルタント等に意見を求めることができるものとしています。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】[更新](#)

社外取締役、社外監査役に対するサポート体制については、以下のとおりです。

- ・社外取締役に対し、定例及び臨時取締役会等の開催に先立ち、取締役会等の会議体の事務局を担う経営企画部が議案の資料の送付を行うとともに、社外取締役からの問い合わせに対応しております。
- ・社外監査役に対し、定例及び臨時監査役会や取締役会等の開催に先立ち、監査役の補助としての役割を担う監査役事務局(取締役会に関しては経営企画部)が議案の資料の送付を行うとともに、社外監査役からの問い合わせに対応しており、また、常勤監査役より適宜当社の情報を提供しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに、当社グループを取り巻く経営環境の変化に迅速に対応するため、執行役員制度を導入し、業務執行上の重要事項については、経営会議を開催し、審議しております。

### ・取締役会

取締役会は、毎月開催する他、必要に応じて随時開催し、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の業務執行を監督しております。取締役会は8名の取締役で構成されており、その中には、取締役会の監督機能を強化すべく2名の社外取締役が含まれております。また、監査役3名も取締役会に出席しております。

### ・監査役会

監査役会は、監査役3名(そのうち、社外監査役は2名)で構成され、毎月開催する他、必要に応じて随時開催し、取締役の職務執行を監査しております。また、監査役は、取締役会への出席の他、常勤監査役による経営会議等の重要な会議への出席や社内稟議の確認を通じて、会社の状況を把握するとともに、重要な意思決定の過程と業務執行の状況の確認を行い、法令、定款及び社内規程に準拠していることを監査しております。また、会計監査人と連携し、不適切な会計処理の予防監査にも努めております。

### ・執行役員

執行役員は、取締役会において決議された委任の範囲において、取締役の職務執行の権限の委譲を受け、それに基づき、担当業務を執行しております。

### ・経営会議

経営会議は、社長執行役員及び社長執行役員が指定する者により構成されており、常勤監査役も出席して原則毎週1回開催しております。経営会議は、取締役会において決議された執行役員に委任した範囲における、社長執行役員による重要事項の決定にあたっての諮問機関としての位置づけであるとともに、執行役員間の情報共有や協議の場としても機能しております。

### ・会計監査人

当社は、会計監査人として、PwCあらた監査法人を選任の上、監査契約を締結し、適正な監査を受けております。なお、監査役は、会計監査人と定期及び隨時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行うなど緊密な連携を図っております。

### ・役員報酬会議

役員報酬会議を設置し、取締役の個人別の報酬案を審議・決定しております。なお、社長執行役員を兼ねる代表取締役による取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、役員報酬会議で決定された報酬案の妥当性、正当性を諮るため、役員報酬会議の非構成員である非業務執行取締役、外部コンサルタント等に意見を求める能够としています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

社外取締役を含めた取締役会による監督機能に加え、社外監査役を含めた監査役による監査機能の組み合わせが、全体としての経営の監視機能として有効であるとの判断のもと、監査役会設置会社体制を採用しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法令では、書面又は電磁的方法により、議決権行使期限の2週間前までに株主総会招集通知を発送することと定められておりますが、当社では、可能な限りこれよりも早期の発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算であり、定時株主総会は毎年5月に開催していることから、集中日にはあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では未定ですが、対応を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では未定ですが、対応を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では未定ですが、対応を検討しております。
その他	当社IRサイトにおいて、株主総会の招集通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況 [更新](#)

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	公式ホームページのメニューに「IR情報(日本語・英語)」を追加し、その中のコンテンツとして作成・公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、状況を勘案しながら開催を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算と本決算の際に、定期的に決算説明会を開催するほか、状況に応じてラージ/スマール/One on Oneの各ミーティングを行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、状況を勘案しながら開催を検討しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	公式ホームページのメニューに「IR情報(日本語・英語)」を追加し、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR室を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新](#)

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ベルシステム24グループ行動規範」において、ステークホルダーとの関係について規定しており、株主・顧客・調達先・従業員・地域社会・行政等のステークホルダーに対して、法令の範囲にとらわれず、積極的かつ公正な情報開示を通じて、ステークホルダーとのダイアログ(対話)の促進に努めること、情報の開示は、適時かつ適切で、分かりやすいものであることに努めること及び当社グループの事業活動が社会に与える影響に対する責任を認識し、ステークホルダーのニーズや関心を可能な限り尊重することで、社会との調和のとれた経営を行うことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「ベルシステム24グループ行動規範」において、環境保全活動やCSR活動等の実施について規定しており、それに基づき、当社グループが提供するサービスや業務の遂行において、それらが環境に加える影響を配慮し、できる限り環境への影響を低減するよう努め、再生資源を有効活用した商品やサービスを積極的に利用するよう努めるほか、雇用の創出や促進等により、地域社会への貢献を行っております。

## ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定

「ペルシステム24グループ行動規範」において、インサイダー取引や情報開示について規定しており、適切な情報管理に基づき、法令の範囲にとらわれず、積極的かつ公正な情報開示を通じて、ステークホルダーとのダイアログ(対話)の促進に努めること、情報の開示は、適時かつ適切で、分かりやすいものであることに努めると定めております。また、インサイダー情報の不正な開示等を防止するために、「インサイダー取引防止規程」を定めて実践しております。

## その他

当社は、2011年より人材開発部が中心となり、女性の活躍推進を図るために、Bell-Win Project(Bell Women's Innovative Network Project)の創設を含めた以下の施策を実施しております。

- a.Bell-Win Projectを通じたセミナーの開催や地域毎の分科会活動の実施
- b.経営TOPによるダイバーシティに関するメッセージの配信
- c.(コアタイムを設けない)フレックスタイムの制度導入
- d.在宅制度の導入
- e.女性の活躍推進の機会の提供

なお、2016年3月1日現在の当社グループにおける社員及び管理職に占める女性比率は、以下のとおりです。

正社員における女性社員比率：約35%  
全管理職における女性管理職比率：約15%

また、2016年3月1日現在、女性の取締役はありませんが、監査役3名のうち1名が女性です。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、法令、定款及び社内規程に従い、重要事項を決定するほか、取締役の職務の執行を監督する。また、職務執行の監督機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
  - (2) 当社は、当社及び子会社のすべての役員及び従業員の一人ひとりが自主的に実践すべき基本的な行動の規範として『ベルシステム24グループ行動規範』(以下「行動規範」という)を定め、法令遵守の考えを明らかにする。当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、行動規範を遵守することで、法令遵守の徹底を図る。
  - (3) 法令、定款、社内規程及び社会規範(以下「法令等」という)の遵守を含め、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動すること(以下「コンプライアンス」という)を確立するための具体策として、次の措置をとる。
    - a. 取締役及び執行役員は、行動規範に従い、法令等の遵守を率先垂範して実践する。また、コンプライアンスの教育プログラムを策定し、取締役、執行役員及び使用人を対象に教育や研修を実施することで、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提になることを徹底する。
    - b. 当社及び子会社のコンプライアンス体制を構築、維持するための統括責任者として、コンプライアンス担当役員(CCO:チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命する。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス体制を当社及び子会社に徹底、定着させるために設置するコンプライアンス委員会の委員長として、コンプライアンス体制の浸透を図る。
    - c. 取締役及び執行役員は、コンプライアンス違反に関する内部通報制度として『企業倫理ホットライン』を開設し、当社及び子会社のすべての取締役、執行役員及び使用人に周知する。取締役及び執行役員は、内部通報制度の運用にあたっては、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
    - d. 監査部は、当社及び子会社における業務の執行が法令等に従い適正かつ効率的であるかを内部監査し、その結果を隨時取締役及び執行役員に報告する。
    - e. 取締役及び執行役員は、内部通報制度や内部監査等を通じて、当社又は子会社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかに再発防止策を策定し、これを周知徹底する。
    - f. 取締役、執行役員及び使用人は、行動規範及び『ベルググループ反社会的勢力対策基本規程』に従い、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない社内体制を整備するとともに、関係を求められ、又は不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、断固として要求を拒否する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、重要な会議の議事録、稟議その他の取締役の職務の執行に係る情報については、『情報管理基本規程』及び『文書管理規則』に基づき、経営企画部が適正に保存、管理するとともに、必要に応じてその運用状況の検証及び該当する規程類の見直しを行う。

取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書を閲覧することができる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、『リスク管理規程』を定め、経営企画部を主管として、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるリスクを網羅的かつ横断的に定義し、定義した重大な経営リスクごとの主管部門を定めることでリスク管理体制を明確化するとともに、それらの重大な経営リスクに直面したときに実行すべき対応について定める。
- (2) 当社及び子会社の重大な経営リスクである機密情報の流出・漏洩については、これを未然に防止するために、最高情報セキュリティ責任者(CISO)及び最高個人情報保護責任者(CPO)を任命し、その指示の下、法務・コンプライアンス部を主管として、情報保護体制を構築するとともに、その維持・運用を取締役、執行役員及び使用人に対して浸透させる活動を推進する。また、これらの体制が適切に運用されていることを検証するために、内部監査を実施する。
- (3) 経営企画部は、関連する部門と連携のうえ、経営戦略や事業計画の策定その他の経営上の重要な意思決定にあたって必要となる経営リスクのアセスメントを行い、取締役及び執行役員による経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役の職務執行の権限を執行役員に委譲することで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- (2) 当社は、『職務権限規程』及び『業務分掌規程』に基づき、職務権限及び分掌する業務を明確にすることで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- (3) 当社は、執行役員及び使用人による職務の執行が効率的に行われることを確保するために『稟議規程』及び『経費支出決裁規則』を定める。
- (4) 当社は、職務権限の委譲により意思決定のプロセスを簡素化し、意思決定の迅速化を図る一方で、重要な事項の決定については、取締役会、社長執行役員の諮問機関である経営会議その他の経営層が出席する会議体における合議又は諮問を経ることで、より慎重な意思決定を行い、もって適正かつ効率的な職務の執行を行う。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等(取締役、執行役員その他これらに相当する者をいう)及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、『グループ会社管理規程』を定め、子会社各社の自主性を尊重することを旨としつつも、当社グループとして必要なガバナンス体制の構築・維持のため、子会社における経営上の重要事項については、当社の承認又は当社への報告を要するものとするとともに、子会社の取締役等及び使用人による職務の執行状況、業績、財務状況その他の経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を定期又は不定期に受ける。また、子会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役等若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかにその内容を当社の取締役及び執行役員に報告する。

#### (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 『リスク管理規程』に基づき、経営企画部は、子会社についても、その経営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるリスクを定義し、定義した重大な経営リスクごとに当社における主管部門を定めることでリスク管理体制を明確化する。
  - b. 子会社においても重大な経営リスクである機密情報の流出・漏洩については、これを未然に防止するために、最高情報セキュリティ責任者(CISO)及び最高個人情報保護責任者(CPO)を任命し、その指示の下、法務・コンプライアンス部を主管として、情報保護体制を構築するとともに、その維持・運用を取締役等及び使用人に対して浸透させる活動を推進する。また、これらの体制が適切に運用されていることを検証するために、子会社を含めて内部監査を実施する。
  - c. 経営企画部は、関連する部門と連携のうえ、経営戦略や事業計画の策定その他の経営上の重要な意思決定にあたって必要となる経営リスクのアセスメントを子会社も対象として行い、取締役及び執行役員による経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社との間の経営指導契約に基づき、管理部門を中心に子会社の経営管理及び経営指導を行い、職務執行の効率化及び適正化を図る。
  - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
a. 当社は、法令遵守の考え方を行動規範において明らかにするとともに、これを子会社の取締役等及び使用人にも周知することで、法令遵守の徹底を図る。

b. 当社におけるコンプライアンスを確立するための具体策は、子会社においても実践するものとし、これにより子会社におけるコンプライアンスの推進を図る。

#### 6. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの体制構築及び整備を推進する。また、その仕組みが有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

#### 7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役に直属する事務局を置き、この事務局に、補助使用人を1名以上置く。

#### 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 前号の補助使用人の任命、異動、人事評価及び懲戒処分については、事前に監査役と協議を行い、その同意を得る。
- (2) 前号の補助使用人への指揮命令は、監査役が行うものとし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (3) 取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

#### 9. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び執行役員は、定期的にその職務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題を取締役会のほか、監査役が出席する重要な会議において監査役に報告するとともに、重要な影響を及ぼすおそれのある決定の内容については、その都度速やかに監査役に報告する。

(2) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。

(3) 子会社の取締役、執行役員及び使用人から、経営に大きな影響を及ぼす重要課題、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の報告を受けた者は、速やかに監査役にその内容を報告する。

#### 10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを明確にするとともに、その旨を当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に周知徹底する。

(2) 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒処分等に関して、取締役及び執行役員にその理由の説明を求めることができる。

#### 11. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に充てるため、事業年度ごとに監査役の計画する予算を計上する。

(2) 前号の予算外のものであっても、監査役がその職務執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行について生じたものでないことを明らかにできる場合を除き、速やかにこれに応じる。

#### 12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、必要と判断した場合には、当社及び子会社の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。また、監査役は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人と定期的に情報交換を行い、又は必要に応じていつでも報告を求めることができる。

(2) 当社及び子会社の業務執行にあたる取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行や財産の状況に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。また、監査役は、必要に応じて当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人にヒアリングを実施し、又は必要とする資料を閲覧する機会を与える。監査役が子会社調査権に基づき子会社の業務執行や財産の状況を調査する場合、当該子会社の取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。

(3) 監査役は、監査部をはじめとする、当社及び子会社の関係部門と適宜情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。なお、監査役は、内部通報制度に基づく内部通報について、担当部門と同様に外部通報先から直接にその内容の報告を受けることができる。

(4) 監査役は、会計監査人との緊密な連係を保ち、会計監査人から年度計画に基づく報告及び随時の報告を受ける。

(5) 監査役は、必要に応じて当社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができる。

(6) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役会が定めた『監査役会規程』及び『監査役監査基準』に基づき監査役の監査活動が実効的に行われるよう、協力体制を確保する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ペルシスティム24グループ行動規範」において「反社会的勢力及び団体との関係遮断」と題して、暴力団をはじめとする市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、取引に際して相手方が反社会的勢力及び団体であるかどうかに注意を払い、反社会的勢力及び団体から関係を求められ、又は不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、断固として要求を拒否することを宣言しております。

この宣言に基づき、「ペルグループ反社会的勢力対策基本規程」及び「ペルグループ反社会的勢力による不当要求に対する対応指針」を制定し、主管部門を法務・コンプライアンス部、不当要求防止責任者を法務・コンプライアンス部長とそれぞれ定め、反社会的勢力による被害を防止するとともに当社グループの社会的責任の遂行と健全な発展を目指しております。

また、当社は、「警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」、「月島地区特防協」及び「公益財団法人全国防犯協会連合会 全国暴力追放運動推進センター」に加入し、これらが主催する定例情報交換会やセミナー等に参加することで、最新の反社会的勢力に関する情報を入手するとともに、取引に際しては、これら団体から得ている情報に加え、他の情報データベースを参照する等して、取引先の属性審査を行い、反社会的勢力との関係を遮断しています。

さらに、当社グループでは、全グループ社員を対象としたコンプライアンス研修において、継続的に反社会的勢力との関係遮断をテーマに含めた研修を実施しております。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

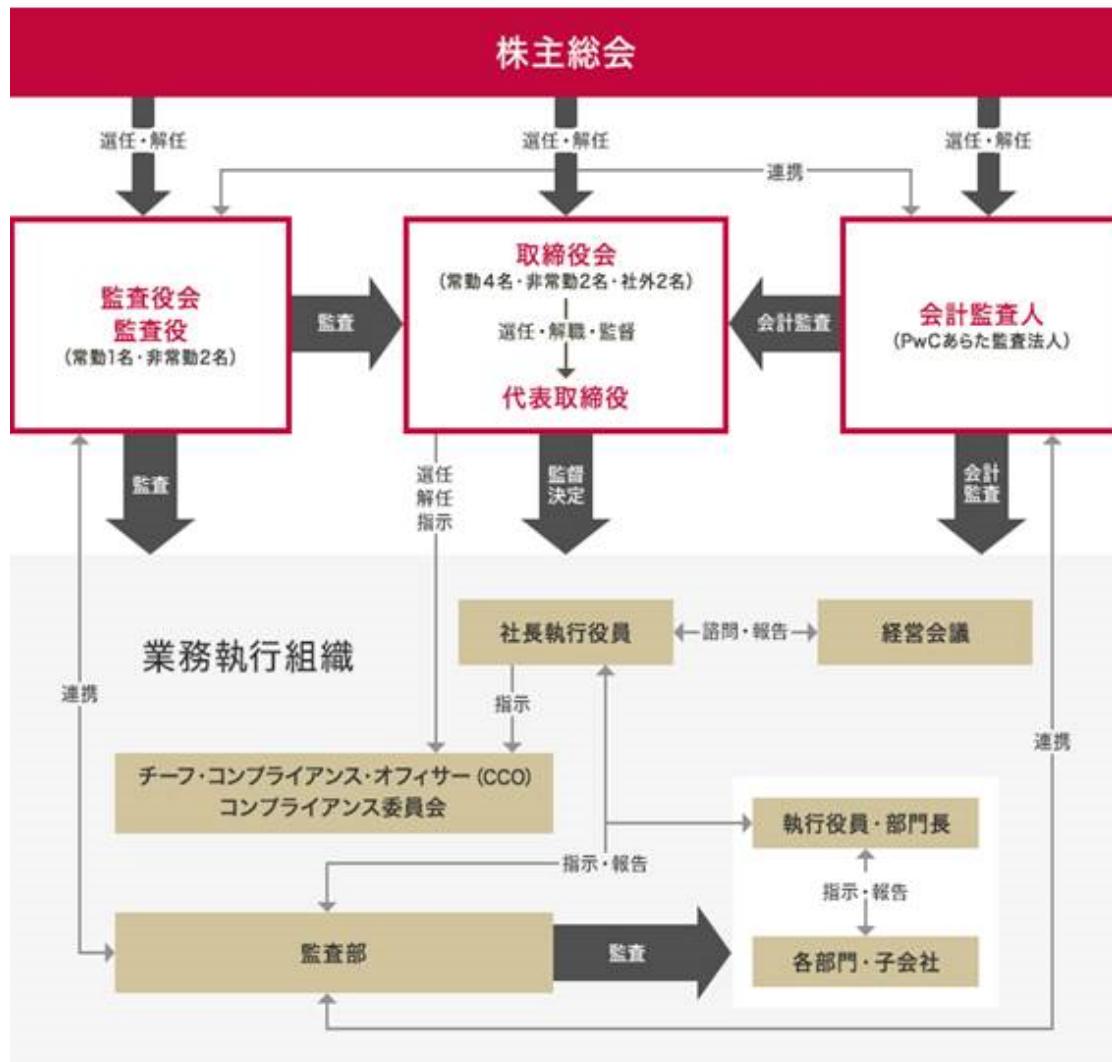
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

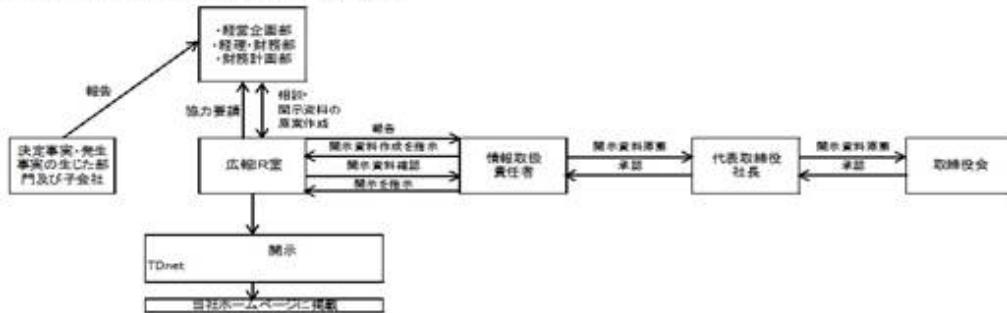
## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】  
コーポレート・ガバナンス体制の概要（提出日現在）



【適時開示体制の概要(模式図)】

○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー

